

○那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業要綱

平成23年6月24日告示第11号

改正 平成24年4月2日告示第8号

改正 平成25年4月1日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業による補助金(以下「木づかい補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び補助金)

第2条 町長は那賀町で生産される乾燥木材を使用した良質で長期間の使用に耐え、安心して生活できる木造住宅(以下「木づかいあんしん住宅」という。)の建築を推進し、町産材の利用拡大、町民の定住促進及び町内の人材の雇用推進を図ることを目的として、那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業を行う。

2 町長は、前項の目的のため、木づかいあんしん住宅を建築する者に対し、予算の範囲内で木づかい補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 木づかい補助金を受けることができる者は、申請者が所有し、補助金が交付された時から10年以上、自らが町内に引き続き住民として居住するために木造軸組工法による個人所有の住宅を建築する者であって、申請時において、那賀町に住所を有する者。ただし、申請時において、当該補助金を交付された日から3月を経過する日までに那賀町に住所を所有することを確約し、その旨を記載した書面を町長に提出した者。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者は、木づかい補助金対象者から除外する。

(1) 申請時において、町税、町の各種使用料及び手数料その他本町に対する債務について、支払い期限が到来しているにもかかわらず未払い金がある者。

(2) 那賀町暴力団排除措置要綱(平成23年3月那賀町告示第3号)第2条第6号に該当する者(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者。

(4) その他、町長が補助金を交付することが適当でないとした者。

(補助対象住宅及び補助対象部材)

第4条 第2条に規定する「木づかいあんしん住宅」は、居住のみを目的とした住宅であって、延べ床面積80平方メートル以上、構造材の主要部材(通り柱、管柱、間柱、隅柱、梁、桁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、土台大引、根太、胴差、火打)に町内産の杉材、檜材等を80%以上使用したものであること。

2 木づかい補助金は次に掲げる各号の全てに該当する、骨組みを重視した構造材に対して行うものとする。

(1) 構造耐力上主要な部分である柱及び土台の寸法は、105ミリメートル×105ミリメートル以上とすること。

(2) 主要部材の乾燥は、天然乾燥、人工乾燥により30%以下の含水率に至るまで乾燥させた木材を使用すること。

(3) 那賀町内の大工、工務店又は建築業者に発注して建築する住宅であること。

(4) 製材品は那賀町内に存する製材所、工務店等に発注したものに限る。

(木づかい補助金の額)

第5条 木づかい補助金の額は、主要部材1立方メートル当たり5万円とし、1戸当たり140万円を上限とする。

(木づかい補助金交付の申し込み及び利用の決定)

第6条 木づかい補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象となる住宅の着工前に、那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業実施申込書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要に応じて現地調査等を実施するものとし、申請者は当該現地調査等に協力しなければならない。

3 町長は、前項の現地調査等の結果、木づかい補助金の補助対象と認めるときは、那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業利用決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(申し込み内容の変更)

第7条 申請者は、前条第3号の決定通知書が交付された後に、同条第1項の規定による申請内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、速やかに那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業(変更・取り消し)届(様

式第3号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅予定地の変更
- (2) 延べ床面積の変更
- (3) 主要部材の数量の変更
- (4) 施工業者及び製材業者の変更
- (5) 工期の変更(住宅の屋根工事完成が年度末までに完了しない場合に限る。)

(納材証明書の提出及び部材審査)

第8条 申請者は、対象となる主要部材が現地に搬入された時、納材証明書(様式第4号)を町長に提出し、町長に部材中間審査を受けなければならない。

- 2 町長は前項の納材証明書の提出があったときは、部材中間審査を行い、その結果を那賀町産木材使用中間審査通知書(様式第5号)により申請者に交付するものとする。

(工事の完了報告)

第9条 申請者は、屋根工事が完成したときは、速やかに木づかいあんしん住宅工事完了報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(工事の最終審査)

第10条 町長は申込者から前条の木づかいあんしん住宅工事完了報告書の提出があったときは、申請者を立会させ、当該工事の最終審査を実施するものとする。

- 2 前項の最終審査の結果、工事が適当であると認められたときは、申請者に那賀町産木材使用最終審査承認書(様式第7号)を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第6条第3項の利用の決定をした後に申請者が第3条及び第4条の要件を満たさない事が判明したとき又は町長の処分に違反したときは、木づかい補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。ただし、申請者に特段の事情があり、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の申請及び実績報告等)

第12条 木づかい補助金の申請及び実績報告は、第6条、第7条及び第9条に規定する処理をもって実施したものとする。

(他の助成制度との併用)

第13条 木づかい補助金は、本町が行う他の補助制度との併用はできないものとする。ただし、徳島県が実施する「徳島すぎの家ウッド通貨モデル事業」による補助等、那賀町以外の団体が行う各種補助制度の対象となっているものについてはこの限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日に効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成24年4月2日告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。